

平成26年第8回定例会

階上町議会議録

平成26年 12月 9日 開会
平成26年 12月12日 閉会

階上町議会

平成 26 年第 8 回階上町議会定例会

議事日程第 1 号

平成 26 年 12 月 9 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 陳情第 1 号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

日程第 5 陳情第 2 号 政府による緊急の過剰米処理を求める陳情書

日程第 6 陳情第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13 名）

2 番	森	榮	吉	君	3 番	浜	谷	貴	樹	君		
4 番	松	尾	國	治	君	5 番	百	目	木	和	俊	君
6 番	大	江	和	夫	君	7 番	加	藤	祐	君		
8 番	鹿	原	章	男	君	9 番	石	川	清	人	君	
10 番	山	田	惠	治	君	11 番	郷	州	公	典	君	
12 番	松	森	蒿	君	13 番	畠	中	弘	實	君		
14 番	木	村	勝	彦	君							

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	佐 京 孝 信 君
総合政策課長	木 村 良 三 君	税 务 課 長	長 根 工 君
町民生活課長	野 沢 雅 浩 君	保健福祉課長	引 敷 林 広 貴 君
産業振興課長	沼 沢 範 雄 君	建 設 課 長	地 代 所 康 二 君
教 育 課 長	桑 原 英 世 君	会 計 管 理 者	南 正 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 浦 幸 夫 君	代表監査委員	三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長	上 野 文 生 君	行 政 防 災 庶 務 G L	佐 京 実 君
総務課主幹	平 戸 真 澄 君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 26 年第 8 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 浜谷 貴樹君、4番 松尾 國治君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの4日間と決定いたしました。

日程第3、この際、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から議案第21号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めるについての件まで、21件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） 本日ここに、平成26年第8回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成26年度階上町一般会計予算において、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の歳入歳出総額にそれぞれ814万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億5,018万円といたしました。

それでは、第1表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

これは、12月2日公示、12月14日投開票の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る対応分としまして、歳入は、県支出金814万4千円を追加し、歳出は、総務費814万7千円等を追加するものであります。

議案第2号 施設使用料減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、施設使用料の減免基準の見直しに伴う所要の改正及び条文整理のため提案するものであります。

議案第3号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに効果的な方法に関する所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第4号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による、介護保険法の一部改正に伴い、包括的支援等の実施に関する所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第5号 階上町公民館条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町公民館について、所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第6号 金山沢水郷館条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、金山沢水郷館について、所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第7号 階上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い所要の改正をするため提案するものであります。

議案第8号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例及び階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第9号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に基づき、職員の給料月額、通勤手当及び勤勉手当の額を改正するため提案するものであります。

議案第 10 号 階上町立体育館条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町立体育館条例等について、指定管理者に係る条文を加え、減免条項を改正するため提案するものであります。

議案第 11 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 12 号 平成 26 年度階上町一般会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額からそれぞれ 1,155 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 63 億 3,862 万 6 千円とするものです。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 2,222 万 5 千円、繰入金 6,967 万円等を減額し、地方交付税 8,193 万 1 千円、諸収入 532 万 4 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 766 万 5 千円、民生費 2,313 万 2 千円等を減額し、土木費 1,266 万円、消防費 536 万 8 千円等を追加するものであります。

歳出のうち、平成 27 年 4 月投開票予定の青森県議会議員一般選挙に係る経費 250 万 3 千円、町道維持補修委託に係る経費 1,276 万 1 千円等を計上しております。

次に第 2 表地方債補正でありますが、既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 13 号 平成 26 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、1,227 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 2,287 万 3 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 1,227 万 4 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 534 万 6 千円、保険給付費 584 万円、予備費 108 万円等を追加するものであります。

議案第 14 号 平成 26 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額から、35万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,189万3千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、一般会計繰入金を76万1千円減額し、繰越金39万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費6万7千円を追加し、施設管理費42万6千円を減額するものであります。

議案第15号 平成26年度階上町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、1,366万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億1,810万1千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金341万5千円、支払基金交付金396万1千円、県支出金170万7千円、繰入金457万7千円を追加するものであります。

歳出につきましては、保険給付費に1,366万円を追加するものであります。

議案第16号 平成26年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額から、1,936万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,757万4千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫補助金1,028万円、一般会計繰入金37万6千円、町債1,030万円を減額し、繰越金159万4千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費14万4千円、施設管理費105万4千円を追加し、公共下水道事業費2,056万円を減額するものであります。

次に、第2表地方債補正でありますが、これは事業費変更に伴う、既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第17号 平成26年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億783万9千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、諸収入7千円を追加するものであります。

歳出につきましては、諸支出金7千円を追加するものであります。

議案第18号 階上町わっせ交流センターに係る指定管理者の指定について、ご

説明申し上げます。

本案は、階上町わっせ交流センターの指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第 19 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成 27 年 4 月 1 日から構成団体として青森市を加入させること及び共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に青森市を加えるため、提案するものであります。

議案第 20 号 定住自立圈形成協定の変更についてご説明申し上げます。

本案は、八戸市との間において締結した定住自立圈形成協定について、新たに連携する取組の追加その他所要の変更をするため、提案するものであります。

議案第 21 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めるについて、ご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長(木村勝彦君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第 4、陳情第 1 号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情についての件から、日程第 6、陳情第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件まで、3 件を一括議題といたします。お諮り致します。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第 92 条の規定により、陳情第 1 号の件と陳情第 3 号の件、2 件を教育民生常任委員会に、陳情第 2 号の件を産業建設常任委員会に、それぞれ付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって陳情第 1 号と陳情第 3 号の 2 件を教育民生常任委員会に、陳情第 2 号の件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12 月 10 日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、12月10日は休会とすることに決定いたしました。
以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、12月11日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前10時19分)

平成 26 年第8回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

平成 26 年 12 月 11 日 午前 10 時 00 分開議

日 程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

2番	森	榮	吉	君	3番	浜	谷	貴	樹	君		
4番	松	尾	國	治	君	5番	百	目	木	和	俊	君
6番	大	江	和	夫	君	7番	加		藤	祐	君	
8番	鹿	原	章	男	君	9番	石	川	清	人	君	
10番	山	田	惠	治	君	11番	郷	州	公	典	君	
12番	松	森		蒿	君	13番	畠	中	弘	實	君	
14番	木	村	勝	彦	君							

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町	長	浜	谷	豊	美	君	副	町	長	久	保	和	子	君		
教	育	長	川	浪	孝	雄	君	総	務	課	長	佐	京	孝	信	君

総合政策課長 木村 良三 君 税務課長 長根 工 君
町民生活課長 野沢 雅浩 君 保健福祉課長 引敷林 広貴 君
産業振興課長 沼沢 範雄 君 建設課長 地代所 康二 君
教育課長 桑原 英世 君 会計管理者 南 正人 君
農業委員会事務局長 濱浦 幸夫 君 代表監査委員 三上 孝八 君

職務のための出席者

議会事務局長 上野文生 君 行政防災 G.L 佐京 実 君
総務課主幹 平戸真澄 君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 13 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
日程第 1 一般質問を行います。
順次質問を許します。
7 番、加藤 祐君の質問を許します。

7 番（加藤祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 7 番 加藤 祐 君。

7 番（加藤祐君） 7 番 加藤 祐です。（加藤議員登壇）

7番（加藤祐君） 12月議会におきまして、先に通告しておきました、今年度の除雪体制と、ふるさと納税の振興策について、お伺いします。

年の瀬が押し迫って参りました。

振り返って見ますと、予想もしない大雪で年が明け、当町も除雪で苦慮した思いでございます。

昭和48年以降の観測史上、1日で降った雪は、今年2月と3月の2回とも記録的な積雪で、職員はじめ除雪業者には大変御苦労されたことと感謝を申し上げます。

一方、地域住民は除雪に対する不満が大きく残ったことと思います。

2月15日土曜日でしたが、土曜日から降った雪が16日、日曜日まで降り続け、業者に電話しても連絡がつかず、16日の夜9時頃まで除雪の入らなかった町内もありましたが、その後、除雪はできたものの、災害時の連絡体制に不満と不安が残りました。

業者も責任を持ち常に報告をする、職員は確認をする体制が構築されなければならないと思います。

この冬の除雪体制を、担当課長にお伺いします。

次に、ふるさと納税の振興策について、お伺いします。

ふるさと納税の振興策については、平成22年、6月議会で質問していますが、再度、質問したいと思います。

ふるさと納税は、地方間格差や過疎化による税収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進するため、当時の西川福井県知事が平成18年に導入を提言し、平成20年に納税制度が開始され、5千円を超える部分について所得税・住民税が控除されましたが、平成24年に法律が改正され、現在は2千円を超える部分について控除されることになりました、さらに納税者に見返りが多くなりました。

例えば、給与収入が7百万円のケースで3万円納税した場合は、所得税・住民税合わせて2万8千円が軽減されます。

さらに、ふるさと納税をした人に、自治体からは感謝の特典として特産品が贈呈されています。

自治体により異なりますが、北海道の上士幌町（かみしほろちょう）では、感謝の特典制度として、2万円の納税の寄付で1万円程度の特産品を御礼しております。

いただいた寄付金は自治体で産業振興など行政全般に活用できます。

地域住民の特産品の贈呈により、地場産業も合わせて活性化され一石二鳥となります。

ふるさと納税制度を通して、多くの支援を願うものであります。

当町も、平成26年度のふるさと納税による寄付額は187万5千円と昨年よりは増えていますが、上士幌町では約5億6千万円の寄付金がされております。

本町も、ふるさと納税の宣伝に、さらに力を入れ、振興策を推進するべきと思います。

合わせて、贈呈する特産物の拡充の取り組みを必至と考えます。町長と担当課長にお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わりますが、今までの取り組みと今後の方策をお聞かせください。

質問にあたり、関係各位にご指導を賜りましたことを御礼申し上げます。（加藤議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、加藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の 今年度の除雪体制についての ご質問であります。

今年、2月と3月には、近年にない大雪にみまわれました。

特に、2月の南岸低気圧の影響による大雪は、関東から東北太平洋側を中心に降り続け、道路の通行止めや、飛行機・新幹線などの運休による交通機関の大混乱を招いて、さらには、家屋や農業施設等への被害もたらした、記録的な大雪でありました。

この2月、3月の大雪の状況を踏まえ、除雪体制の検証を行っておりますが、今年度における除雪体制の詳細につきましては、後ほど、建設課長から答弁させます。

次に、二点目のふるさと納税の振興策についてのご質問でありますが、まず、当町のふるさと納税の実績についてであります。平成20年度は3件 6万7千円、平成21年度は1件 50万円、平成22年度は2件 6万円、平成23年度は3件 37万円、平成24年度は2件 5万円、平成25年度は7件 123万円で、6年間の合計は、18件 227万7千円となっておりまして、今年度は12月1日現在で、18件 187万5千円となっております。

町外在住の方が、2万円以上の寄付をしていただいた場合には、町のパンフレット等に加え、3千円相当の町の特産品を御礼の記念品としてお送りしております。

また、当町のふるさと納税制度については、町の広報紙とホームページに掲載し、

周知及び PR を図ってきたところでございます。

議員ご案内のとおり、ふるさと納税は、自治体への寄付金として、平成 20 年度から開始され、個人住民税に関しての寄付金額控除の適用下限額が 5 千円から 2 千円に引き下げられたことにより、寄付していただいた方の負担が軽減され、ふるさと納税制度は、更に使いやすい制度となりました。

また、全国的には、寄付した方への御礼としての特産品を充実させることなどにより、ふるさと納税額の増額はもとより、地域の活性化と PR に成功している自治体も数多く見受けられます。

このような状況を踏まえ、ふるさと納税制度は、全国に当町を PR する有効な手段であると捉え、次の取組を行ってまいりたいと考えております。

まずは、これまで一品としていた記念品について、町の観光拠点施設である、道の駅、フォレストピア階上、わっせ交流センターとの連携により、記念品メニューの多様化と内容の充実化を図り、これら記念品のカタログチラシを作成し、町の広報紙やホームページに掲載するとともに、町の観光施設への配置や町内外のイベント等での配布など、積極的な周知と PR を図ってまいりたいと考えております。

また、これまで 2 万円以上の寄付で一品としていた記念品については、寄付の額に応じて複数の記念品を選択できるようにするなど、全国の多くの方に当町のふるさと納税制度に関心を持っていただくとともに、寄付していただいた方がメリットを感じられるようにすることで、ふるさと納税の増額と町の PR を図ってまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税をしていただいた方につきましては、当町を応援していただいた感謝の意を込めまして、本人からの同意を得た上で、町の広報紙とホームページで氏名等を公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。（町長降壇）

建設課長（地代所康二君）　ハイ、議長。

議長（木村勝彦君）　建設課長　地代所康二君

建設課長（地代所康二君）　それでは、加藤議員のご質問にお答えします。

今年度における除雪体制につきましては、この 2 月、3 月の大雪の状況を踏まえ、例年より 2か月程早くから、業者個別の打ち合わせを行うなどにより、「除雪受託業者や関係機関等との連携体制の強化」、「除雪作業車の確保増強」、「一部区域割の見直し」、「除雪作業順路の検証」等により、町民生活における安全で安心し

て通行できる道路交通確保に向けての検討を続け、今年度の除雪作業に当たる準備をしてまいりました。

特に、除雪機械におきましては、業者保有分がロータリー車を含む9台の増強が図られたことによって、除雪体制の強化につなげることができたと考えております。

さらに、オペレーターにつきましても増員を図ることができ、長時間に渡る除雪作業への対応も可能になったと考えております。

また、各工区毎に連絡担当者を配置することにより、工区内の状況をすばやく把握し、隣接工区からの応援体制等の整備に努めてまいりました。

併せて、町民の方々に、12月号の広報においてもお願いしているところであります、除雪作業に対しての、ご理解とご協力をいただきながら、除雪作業がスムーズに行われることにより、町民生活への影響が、最小限になるような除雪ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（加藤祐君）　ハイ、議長。

議長（木村勝彦君）　7番、加藤　祐君。

7番（加藤祐君）　ありがとうございます。

職員の一所懸命にやってることに対しては、私も本当に感謝を申し上げておきたいと思います。

やはり記録的な大雪や惨事には、それぞれのことが、みんな、狂っていく訳でございますけれども、私はそれを怒ってるのじゃなくて、やはりその経験を踏まえて、今後、これから来る冬の、厳しさ、また、去年よりも今年一步踏み出して、経験を組んでほしいなど、こう考えての質問でございます。

いわゆる、指揮命令系統、やはり、きちんとしてないと、それがやがては、住民の負担になっていく訳でございます。

やはり、課長を中心とした、その中で、各職員が密に連絡を取る。そして、その中の課長は、全体を把握しなきゃ、遅れてるところは、それなりの応援を出したり、さまざま対策を組めるわけですから、その辺を業者にも徹底したその取り組みをしてほしいな、そういう意味での質問でございます。今年もよろしくお願ひいたします。

次にふるさと納税ですけども、先ほど、北海道の上士幌町（かみしほろちょう）というところがあります。

旭川から近いところなんですけれども、人口 5000 人を切る町でございます。

その中で、海もない、私は行ったことはありませんけども、ネットでしか見てないのでわかりませんけれども、その町が 5 億いくらのふるさと納税を募ってるわけですね。で見ますと、非常に大きい額でないかなと。

人口 4000 人かなんぼの町で、それだけのふるさと納税をしてくれる。これは大きいと思って、私、今、取り上げたんですけれども、ふるさと納税は、階上から出た人ばかりじゃなくて、これは皆さんご存知なんでしょうけども、いわゆる、全国どこからでも、階上町に応援してくれるっていう制度でございます。

そうであれば、何を魅力的に、ふるさと納税をしてくれるかということでございます。そうすると、特産品を目当てに、来る人もあるわけです。

その階上町には、ウニやアワビという、そういう大きなものもございます。

そのウニやアワビというのはもちろん季節的なものでございますけれども、その中でやり方を考えれば、さまざまな取り組みができると思います。

予約制にしてもいいだろうし、取れた時に、役場で、行政で、漁協あたりから買う。

あるいは、農産物ができれば、ネギとかさまざまなものもござります。それを買って、そしてそれを送るとか、さまざまな、ラインナップを考えるべきじゃないかなと、こう思うわけでございます。

見ますと、階上町の贈呈する商品を見ますと、先ほど、2~3,000 円の物をこう掲げておりますけれども、それで悪いというわけではなくて、やはりその、お客様が好むような、“ああ、珍しいな” そういうものをまた差し上げるものにするといいんじゃないかなと思うわけです。

やはり、全国ネットで見ますと、5 億なんてもんじゃないんですね、10 何億とか、そういう、日本海側の方の、向こうの鳥取の方の沿岸の方なんか見ると、こういうふうな大きな納税を募ってる訳でございます。

それは、私、大変、大きいと思うんです。

この中で、最初が 5,000 円だったものが、そういう部分に控除対象になったわけなんですけれども、今は 2,000 円を超える部分に下がったといって、そうすると、それをもっともっと宣伝していかなければならぬ。

これは、上士幌町に私電話して尋ねましたら、職員 2 人が専従についてるそうです。役場職員が。まあ、私どもの方では、(25:57~26:02 音声なし) それは無理でしょう。でも、私は、職員の数を減らしてばかりではなく、それをそういう取り組みをするんであれば、逆にその職員を増やしても私は構わないと思うわけでございます。

その中で、(26:23~26:28音声なし) これからの取り組みを考えているんだ、というところを私は思ってます。

職員も、一生懸命やっているのも、わかっております。

さらに、私は、それに力を入れてほしいなということの意味で一般質問をしたわけでございます。

その中で、やはりあの商品の中の贈呈する特産物の拡充、それをきちんとしてほしいなど。さまざまな取り組みがなされればいいな、というのは、漁協もあるし、農協もあるし、あるいは個人商店もあるだろう。

その中でコラボして、いわゆる、その商品ひとつじゃなくて、そのさまざまコラボした、その商品を作つて、階上町はこれだけ贈呈できるんだよというもの、それを掲げて宣伝してほしいな、こう思うわけでございます。

これは、階上町の財政にとって、すごく、プラスになるものなんじゃないかなとこう考えるわけです。

その入った寄付金は、行政全般に使えるわけですから、その中でひとつ取り組みを、お願いしたいものだなとこう思うわけでございます。

町長のお考えをもう一度お願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 加藤議員の再質問にお答えをいたします。

まさにこう、いろんなご提案をいただきました。おかげさまで、少しずつではあります、理解も増えて、集まって増えてきてございます。

さらに、町のいろんな特産品の開発を、というようなことで、各産業団体の皆様、そして観光施設のみなさんにも、メニュー作りというふうなことでお願いしてございます。

そういうことで、今後はその金額に応じて選択できるような、いろんな方法も考えながら、そして、旬のものをお届けできるようになれば、ということをいろいろ検討してございますので、まず、多くの方に周知して、PRして、積極的に、これを活用していきたいと思っております。

以上でございます。

(加藤祐君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 7番、加藤 祐君。

7番(加藤祐君) ありがとうございます。

町長も、さまざまな商品を作るということでございました。

期待をしております。

いわゆる、私さっき言ったように、季節的なもの、旬のものだけじゃなくて、その予約制にしてもかまわないわけですから、その辺はどうぞ検討してほしいと思います。

いわゆる、商品のものを町の商工会とか、さまざまな個人業者とか、浜の個人でやってる部分とか、その取り組みをもう一度、町全体が取り組みを、これは考えてほしいもんだなとこう思います。

どうぞ、この中で、皆さん一生懸命になって、階上町のこれを生み出せる、そういうものをすれば、地場産の商品にも繋がっていくだろうし、そしてさらに、少子化にも、みんなつながっていく訳でございます。

今、少子化の対策は、非常に望まれておりますけれども、いわゆる、それが、間接的にこれが広がっていかなければならない。少子化に、何が薬かというと、特効薬はなかなか難しいものでございますから、周りから、関連したものから、こう責めて、町を、全国から移住させたり、さまざまな、関連したものが出てくるんじゃないだろうかと思いますので、ひとつ、さらなる取り組みをお願いして、質問を終わります。町長にもう一度お願いします。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長、浜谷豊美君。

町長(浜谷豊美君) いろんな御提言をいただきましたので、それらを参考にしながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上で終わります。

議長(木村勝彦君) 以上で7番、加藤 祐君の質問を終わります。

(質問前に、ちょっとマイクの、施設の調子が良くないから、そちらからの時は高めにやってみてください。)

11番、郷州公典君の質問を許します。

11番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 11番、郷州公典君。

11番（郷州公典君） 11番、郷州公典です。（郷州議員登壇）

11番（郷州公典君） 12月定例会に一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。

通告に従い、質問いたします。

「少子化対策と子育て支援」の現状と今後の対策についてお尋ねいたします。

少子化の進行により、山手の学校の統廃合がありました。

地域では寂しい限りであり、いかにして地域を活性化するか、若者をつなぎとめるために苦労していると思います。

浜手の学校も適正配置を検討する会議が設置されました。

統廃合が出てくる可能性があります。

少子化対策は、日本をはじめ、階上町の最重要課題だと思います。

また、子育て支援には多くの施策で支援しておりますが、子育て世帯の負担は大きく、保育園の保護者、学校の保護者の負担軽減が必要ではないでしょうか。

小学校PTAや学校後援会の負担も大変大きな金額になっております。

その負担を軽減するような対策も必要だと思います。

青森県の出生率は、1.37と全国的にも低いところにあります。

階上町はいくらでしょうか。

人口を維持するには、2.1以上が必要だと言われます。

これに近づけるために、多くの対策が必要だと思いますが、本町の「少子化対策と子育て支援」の現状と今後の対策について、町長のお考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。（郷州議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、郷州議員のご質問にお答えをいたします。

まず、保育園の保護者負担金の軽減についてのご質問であります。議員ご承知のとおり、来年度から、子ども・子育て支援新制度が始まります。

それに向けて、現在は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定作業中であります。保護者負担金につきましては、国の単価が決まっていないことなどから、今後、町の財政状況も勘案して検討してまいりたいと考えております。

次に、15歳から49歳までの女性が、一生の間に産む平均の子ども数の率であります「合計特殊出生率」についてであります。当町は1.34で、県内の市町村で22番目となっております。

次に、「少子化対策と子育て支援」の現状と今後の対策についてであります。児童手当の支給や、乳幼児等医療費給付事業による医療費の無料化、地域子育て支援センターによる子育てについての援助や、相談受付の事業などを実施しております。

今後の対策についてであります。まず今、国において地方創生を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって、人口減少克服と、地域の活性化に向けた対策を講じることとしております。

この地方創生の取り組みは、少子高齢化や人口流出など、極めて厳しい状況にある町村にとって、新たな展望を開くものとして、大いに期待できる政策展開であると思っております。

中でも人口減少や、超高齢化という、わが国が直面する課題の克服にむけては、国と地方が緊密に連携して、あらゆる政策を総動員して、効果的な施策を強力に、実行していく必要があります。

このため、国においては、人口減少、少子高齢化に対する、国全体のグランドデザインを描いて、構造的な、問題に、抜本的な対策を講じるとともに、財政的、制度的な支援をしていただくように、ということで、先般、全国町村会としても、特別決議をしているところでございます。

そこで本町におきましては、現在行っている事業に加えまして、乳幼児等医療費給付事業の対象範囲拡大の検討や、子ども子育て支援新制度の認定こども園による教育部分への対応や、子育て支援事業、学童保育の利用範囲の拡大、子どもの一時預かり事業の検討など、保護者の子育ての不安と負担の軽減を図って、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 11番、郷州公典君。

11番（郷州公典君） 大変ありがとうございます。

昨年、保育園の保護者、小学校の保護者に対して、子ども子育て支援事業に関するニーズ調査というものを行ったそうですが、その中身を見てみると、大変、この回収率がよくて、有効な調査だと思います。

その中身は、保育料の免除、軽減に関することが、大変多くありました。

子育て世帯は、経済的に大変苦労しているなということがわかります。

産まないのが問題だという人がありましたが、産めない現状が、あるのではないでしょうか。

第1子を妊娠している妊婦の調査によると、次の子どもの要望が、13.4と大幅に下がるんです。

その理由は経済的な理由が、1番大きいということあります。

現在、階上町では、保育料の自己負担金が、8000万円から超えております。保護者の負担が大変大きくなっています。

国とも是非、連携をしながら、この軽減をお願いしたいと思います。

また、医療に関する要望も、多くあります。

しかし、本年、26年8月から、医療費については、現物給付に代わったということですが、この医療費に関して、保護者の負担が差別なく公平に行われているのでしょうか。お願いいたします。

これから、この医療費の改善については、ぜひ、取り組んでいかなければなりません。と思います。

また、そのニーズ調査の中に、公園や遊び場の要望がたくさんありました。

遊具をつけた公園がなくなる。子どもを遊ばせるところがない。

芝生のある公園は階上町にはいっぱいありますが、遊具の撤去が進みまして、子ども達の遊べる場を作る。

これは室内も、一緒であります。そういう要望がありますので、無料解放できる遊び場の提供を、できないものでしょうか。

お尋ねいたします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 郷州議員の再質問にお答えをいたします。

2点あったと思いますが、まず1点目は、差別なくという、なんか、表現されてると思いますが、今、どこの自治体でもだと思いますが、所得制限のことなのかなと思っていますが、それでよろしいのでしょうか。

これについては、いろんな制度がありますので、簡単にはいかないと思いますので、今後、検討させていただきたいと思います。

それから、遊び場の提供につきましても、これは非常に必要な事でもありますし、通告にもなかったので、具体的には申し上げられませんけれども、今後、検討させていただきます。

11番（郷州公典君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 11番、郷州公典君。

11番（郷州公典君） 大変ありがとうございました。

通告にない質問をいたしまして、お答えをいただきまして。

階上町の亡くなる人が、150人とか160人という大変大きな人数がありました。

しかし、子どもの出生数は85、86人がこの頃の、多い年になっております。

ぜひ、これを引き上げるために様々な政策を活用して、進めなければならないと思います。婚活から進める。新しい制度を作つて、この婚活事業、ぜひお進めいただきたいと思います。

そして、雇用を作つて、産業、新しい産業を作り、働く場を作る、そういう事もぜひ、お願いしたいと思います。人づくりは国づくりといわれています。

幼児、児童、生徒、学校がぜひ、教育を充実させて、人々の生きる力と、希望に夢を与える、教育環境をめざして、町長を先頭に、行政、町民が力を合わせて、階上町の将来を輝かしいものにしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

議長（木村勝彦君） 以上で11番、郷州公典君の質問を終わります。

10番、山田恵治君の質問を許します。

10番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 10番、山田惠治君。

10番（山田惠治君） 10番、山田惠治です。（山田議員登壇）

10番（山田惠治君） 12月定例会に一般質問の場をいただきありがとうございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

日本人の平均寿命は本年発表のデータで、男性 80.2 歳、女性 86.6 歳で世界でもトップクラスの長寿国です。それに対し青森県は、男性 77.28 歳、女性 85.34 歳で、男女とも全国最下位です。

階上町は平成 22 年のデータで、男性 77.4 歳、女性 84.2 歳と、大変残念な結果になっております。

今、青森県では、『短命県返上！』というスローガンを掲げ、さまざまな取り組みをしています。階上町でも「自分たちの健康は、自分たちで守り育てよう」を活動の基本テーマにし、短命県返上のために、健診受診率向上と早期対応への取り組みや、運動習慣の確立、食生活改善などに取り組んでいます。

短命の原因は健康を害する 5 つの習慣にあると言われます。

1.喫煙、2.過度の飲酒、3.栄養の偏った食事、4.運動不足、5.ストレスの多い生活。

階上町民の死亡原因の主なものは、悪性新生物（癌）・心疾患・肝疾患・脳疾患など生活習慣病がもたらすものです。生活習慣を改善することが、階上町の短命返上に繋がります。

私は生活習慣に運動を取り入れることが最も重要だと考えます。

運動不足は、筋力の低下につながります。

筋力の低下は基礎代謝を下げ、低体温や肥満を引き起こす健康の大敵と言われます。

運動不足は、心肺機能や胃腸の機能も低下させてしまうのです。

また、肥満を誘発する原因にもなり、肥満を原因とする心筋梗塞、高脂血症、糖尿病などの原因にもなります。

階上町でも健康づくりのために、ウォーキングや、軽スポーツを生活習慣に取り入れることを、推進していますが、日本全国に普及したパークゴルフは、子どもから高齢者まで、遊びを原点とした楽しめるスポーツです。

特に高齢者の運動不足と健康づくりに大変効果のあるスポーツです。

現在、パークゴルフの健康に及ぼす効果に関する研究もされています。

三重大学の共同研究報告によると、パークゴルフ実施者の健康度は同じ齢年齢の人と比べると、有意に優れていると言われます。

自覚的健康度の向上、社会的交流、運動による精神的な満足度の向上といった効果が確認されています。

パークゴルフの健康への効果は、研究により、高血圧症、動脈硬化、心筋梗塞、糖尿病の予防改善効果を有することが示唆され、健康度も優位に優れていることが、示されています。

階上町でもこのパークゴルフの普及と促進に努めることが、短命県返上と健康寿命延伸に繋がります。

地域の活性化や健康促進、土地の有効利用、そして地域観光に貢献するものと思います。

短命県返上という目標に向かって健康づくりのために、町有地の有効活用を進めるべきだと思います。

町長のお考えをお伺いし、壇上からの質問を終わります。（山田議員降壇）

町長（浜谷豊美君）　ハイ、議長。

議長（木村勝彦君）　町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君）　それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

当町の健康づくりについては、県が掲げました「短命県返上！」のスローガンに呼応すべく、今年度は、健康レシピ集の作成や協働の健康づくり支援事業を立ち上げるなど、町民が健康で長生きするために、健康寿命延伸の施策に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、健康寿命延伸のためには、生活習慣に運動やスポーツを取り入れることは欠かせないものであります。

年代を問わず幅広い世代で楽しめるパークゴルフや、グランドゴルフなどのレクリエーションスポーツを健康づくりに取り入れながら、町民が健康で長生きできるよう、その普及と促進にも取り組んでまいりたいと考えております。

山田議員ご提案の、町有地の活用してのパークゴルフやその他、軽スポーツ等の実施につきましては、土地利用等のこととも検討もしながら、地元の方々や関係者等と協議しながら、有効活用できないか、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（町長降壇）

10番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 10番、山田恵治君。

10番（山田恵治君） ご答弁、大変ありがとうございました。

パークゴルフは、ご存じのように、1983年に北海道の幕別町で考案され、全国に広がりました。

2011年現在で、1283コース、パークゴルフ人口は124万人、海外10か国で64コース普及されていると言われています。海外から。

震災の後の、財政の厳しい中で新たに建設するとなれば、大変な建設費と、維持管理費が、かかります。

そこで、町長からもお話がありました、公園の利用、町有地の活用を考えられます。

公園を毎日、パークゴルフで使用することが困難であれば、週に3回、3日ないし4日の利用を決めて、パークゴルフをする方々に、解放して、する方向で、検討していただきたいと思います。

例えば、蒼前地区にあるコミュニティ公園を、利用したり、山館前の公園の活用なども、考えられるのではないかなと思っております。

階上町にも、パークゴルフ協会があります。40数名の会員で構成され、毎月例会を行っています。

美保野のパークゴルフ場や、町畠、大野のパークゴルフ場、おいらせのカワヨ牧場、十和田のパークゴルフ場などで、開催しているそうです。

パークゴルフは読んで字のごとく、公園で始められたものだといわれます。

協会の方々も町内でできることを望んでいます。町内にある町有地や公園をもっともっと、利用してもらうことが健康増進に役立ち、短命県返上に繋がるものと思います。健康づくりのために、今ある公園の利活用をぜひ、お考えいただいて、進めていただければと思います。

以上で質問を終わります。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 山田議員の再質問にお答えをいたします。

現在の公園、町有地等の有効活用からというふうな御提言がございましたので、そういう事で、パークゴルフ場につきましては、いろんな要件等もございますので、ある一定の面積要件とかですね、それに付随する施設等も必要でございます。そういったなかで、まず、公園、例えば、蒼前地区のコミュニティー公園のお話もございましたので、これにつきましても、現在の利用状況と合わせて、その方向で前向きに、地域の方々と含めて、検討してまいりたいと、思います。

10番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 10番、山田恵治君。

10番（山田恵治君） ありがとうございます。

議長（木村勝彦君） 以上で10番、山田恵治君の質問を終わります。

2番、森榮吉君の質問を許します。

2番（森 榮吉君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 2番、森榮吉君。

2番（森 榮吉君） 2番、森榮吉です。（森議員登壇）

2番（森 榮吉君） 本日、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

早速ですが通告させていただいております2点について、質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、町内河川、海域の水質分析結果についてであります。

本年5月と9月に実施されたということで、町内の河川及び海岸（海域）の水質調査結果の一部が「広報はしづみ」11月号により公表されました。

ここでは河川について注目してみたいと思うのですが、結論から言って、住宅密集地を流れる河川水路の汚濁が比較的高く、水質汚濁の資料としてよく取り上げられます項目のひとつである、BOD値を見ますと、こじら浜水路が、他の河川水路に比べて、群を抜いた数値となっております。

こじら浜については、これまでも、長きに渡ってこのような状態が続いてきていくものと認識しております。

これは町内全体に言えることありますが、河川・水路の汚濁が、やがて海域にも影響を与え、海産物の生育、成長への妨げとならないか、心配されるところであります。

町としても海域への影響について懸念を持っていまして、海域に影響を及ぼす前に改善しなければと総括しております。

そこで、今後も調査を継続して、注視していくことは当然と考えますが、今の時点でどのような改善策を考えているのかお伺いしたいと思います。

また、町の方では昨年9月に「美しい河川、海岸を守る」ということで3人の方に河川、海岸の巡視を委嘱しています。

一年経過しまして、これまでの結果について、どのような状況にあるのか合わせてお伺いしたいと思います。

次に2点目の質問ですが、町の最大イベント、いちご煮祭りの会場となっている小舟渡・廿一平の環境保全・整備についてお伺いします。

昨年、東端、東の端の方にあった東屋が取り壊されました。老朽化による倒壊の恐れがあり、危険回避のためと聞いております。

同時期に建てられたと思ういますがイベント用のステージ、さらには公衆トイレの老朽化も進み、今となっては、時代に取り残されたような施設となっております。

ステージ出演者の衣装替えの場所がなくテント内での対応となっているとも聞いております。

各施設に対する新築、改築、修築等がありましたら、考えをお伺いしたいと思います。

また、環境保全の観点からありますが、現在廿一平の草刈りについては小舟渡行政区の方々が一丸となり、定期的に実施しております。

三陸復興国立公園・階上海岸の中核拠点に位置づけられる当地の芝生は訪れる人達に安らぎを与え、かつ自慢できる貴重な観光資源と考えます。

小舟渡行政区の方々の献身的な奉仕作業で、ある程度の環境保全は維持されてきているものと思います。

今は、いちご煮祭りのみならず、グランドゴルフやみちのく潮風トレイルの発着地点等として、その利用頻度も日々高くなっているように聞いております。

この貴重な環境を維持、向上させていくために町としての支援をしていくという考え方がありますでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

また、小舟渡小学校校庭との境界線付近の芝地は傾斜地状態となっております。

校庭への雨水の流出防止、イベント時のテント設営安定化のためにも盛土等によって平坦化できないものなのか、出店者等の声でもあります。

以上、2点お伺いして、壇上での質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

(森議員降壇)

町長（浜谷豊美君）　ハイ、議長。

議長（木村勝彦君）　町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君）　それでは、森議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の、河川水路の汚染が、海域へ影響を及ぼす前の具体的改善策についてのご質問であります。本町が実施する河川等の水質調査につきましては、平成22年度から、太平洋沿岸へ流れ出る河川や水路について、環境の実態を把握することを目的とし、年2回の調査を実施しており、階上海岸が三陸復興国立公園の指定を受けたこともあり、今年度からは、新たに海岸4箇所を加え、計20箇所の河川・海岸水質調査を実施したところであります。

その調査結果につきましては、広報はしきみ11月号で、町民の皆様にご報告させていただいたところですが、ご案内のとおり、浜手地区の住宅密集地を流れる水路において、検査値が基準値を大幅に超過し、有機物による水質の悪化が認められ、その主な要因としては、水路周辺の家庭からの生活雑排水の流れ込みや、事業所からの放流水などが考えられます。

調査の結果、現段階では、海域への影響は確認されておりませんが、議員ご指摘のとおり、海産物の生育などへの影響が危惧されることから、現在、対応策について検討をしているところです。

具体的には、これまで行ってきた水質調査については、今後も、方法や頻度について検討しながら継続し、特に水質汚濁が確認された地域においては、必要に応じ個別の調査を実施し、出前講座などにより現地で指導を行なうとともに、水質汚濁防止法で指定されている、特定事業所などからの放流水については、県の環境整備事務所と連携し、適正に処理されるよう、監視を継続していきたいと考えております。

また、家庭雑排水の処理方法として有効と考えております合併浄化槽の設置につきましては、すでに、広報などによりお知らせしているところですが、来年度から平成31年度までの5か年間につきまして、これまで4割の補助であったものを6割の補助へと増額変更し、水洗化の事業強化に取り組んでまいりたいと考えております。

ます。

河川、海岸の汚濁防止には、住民一人ひとりが、環境に関わっていることを自覚し、町と一緒に取り組んでいくことが重要なことだと考えております。

次に、河川・海岸巡視員の、これまでの活動結果であります。巡視員の方々には、2週間に一度、町内16河川と、階上海岸一帯の施設や水質異常の有無等について、巡回していただいている、良好な維持管理のためご尽力いただいているところです。

目視による水質確認に関しては、これまで、異常は報告されておりませんが、ごみの散乱や、看板の破損等の報告をいただいた件については、早急な対応ができたものと考えております。

今後におきましても、巡回していただくことで、河川及び海岸における異常の早期発見と、早期対応に努めるとともに、併せて、巡回員制度のPRを通して、町民一人ひとりの川や海に対する環境保全意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、小舟渡・廿一平の環境保全、整備についてのご質問であります。まず、イベント用舞台・公衆用トイレの建て替え、イベント出演者用の着替え施設設置の考えにつきましては、公衆用トイレについては、環境省の直轄事業で、水洗トイレへの建て替えを計画しております。併せて、隣には海岸の眺望と、休憩できるベンチを備えた、四阿(あずまや)も併設する計画となっております。

また、イベント用舞台につきましては、昭和63年10月に建設されたもので、27年ほどが経過し、老朽化が進んでいることから、施設の状況調査が必要な時期と考えております。

しかしながら、現在は、年1回開催のイベントと観光で訪れる方が、雨風をしのぐ場所としても利用しておりますが、利用頻度としては、高くない状況にあります。

廿一平は、この1年、みちのく潮風トレイルや、階上海岸の県境の芝生地景勝地として、観光客が増加しております。

今後、イベントの利用方法も含め、おいでいただく方々の要望も聞きながら、どのような施設のあり方がよいのかを、環境省とも協議しながら方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、廿一平の草刈りについてであります。廿一平の芝生地のところは、町有地となっておりますが、小舟渡地域の方々には、「いちご煮祭り」にはもちろんのこと、祭りが始まる以前から、草刈りなどの環境保全に努めていただいております。

昨年度、三陸復興国立公園に指定され、全国からの観光客が、目に見えて増加していると感じております。

町としましては、今後、草刈り回数等を増やすなど、その方法も含めて、景勝地として維持管理・環境保全に努めてまいりたいと考えております。

最後に、廿一平の傾斜の改修についてであります、廿一平は、国立公園の第2種特別地域に指定されており、環境大臣の許可制度となっておりますが、自然公園法の指定の目的から、起伏修正はできないとの指導を受けているところでございます。

以上でございます。(町長降壇)

2番(森栄吉君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 2番、森栄吉君

2番(森栄吉君) それでは、再度質問させていただきます。

まず、第1点目の水質の話でございますが、これから、やはり、きめ細かな調査が必要で、データも積み上げていかなければならぬと思いますけれども、一部の?ですけれども、分析科目的見直しとか、あるいは、サンプリングの時間帯で、かなり濃度の変動というのが考えられますので、そういうところも考慮した調査というものを考えていっていただけたらなと思います。

それから、先ほどの最後の方になりますけども、廿一平の環境保全というのについては、建築だ何とかというのは今、町長の方から国との調整もあるんで、難しくなりますとありましたけれども、そのような難しさも、少し、折衝によって何とか解決できるような努力もお願いしたいと思いますけど、そのようなことでよろしくお願いします。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長、浜谷豊美君。

町長(浜谷豊美君) 森議員の再質問にお答えします。

分析項目、あるいはサンプリングの時期等、含めていろいろと、その方法につきましては、森議員さんもその道の専門でもありますので、いろいろとご意見をご指導いただきながら、進めてまいりたいと思います。

また、環境省につきましても、今進めている事業に関連して、何とかできるよう、強く要望してまいりたいと思っております。

以上であります。

2番（森栄吉君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 2番、森栄吉君

2番（森栄吉君） 質問を終わります。

議長（木村勝彦君） 以上で2番、森栄吉君の質問を終わります。

4番、松尾國治君の質問を許します。

4番（松尾國治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 4番、松尾國治君。

4番（松尾國治君） 4番、松尾國治です。（松尾議員登壇）

4番（松尾國治君） 本定例会に一般質問の機会をいただきまして感謝申し上げます。

通告に従いまして2点、質問いたします。

はじめに小中一貫教育について質問します。

小中一貫教育とは、一般の小学校で行われている初等教育と、一般の中学校で行われている前期中等教育の課程を調整し、無駄をはぶいて一貫性を持たせた体系的な教育方式のことと、これを行っている学校を小中一貫校といいます。

皆様、すでにご承知のように、近年、北海道から沖縄まで、全国各地で小中一貫教育が行われるようになりました。

かつては、一貫校と言えば、私立、わたくしりつの学校がほとんどがありました。

しかし、個々の児童の発達に合わせた教育をするためには、小学校、中学校でまったく別の教育をするよりも、一貫性を持たせた教育をした方がよいということで、近年は、小中の教育を統合した公立の小中一貫校が各地で徐々にではありますが、開校するようになりました。

青森県内ではいち早く、むつ市立川内小中学校で実施しています。

さらに、三戸町立三戸小中学校が小中一貫三戸学園として、平成25年度に開校しました。

私達議員も 10 月に、定住自立圏議員研修会で三戸町を訪れ、小中一貫三戸学園にも足を運び勉強する機会もありました。

小中一貫教育の設置形態としては、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」があります。

しかし、公立の場合は、「併設型小中一貫校」と「連携型小中一貫校」に分かれ るようです。

現在、国立 10 校、公立 99 校、私立 20 校で実施されているとのことです。

このような、小中一貫教育ですが、設置形態も含め、良いことばかりではありません。デメリットもたくさんあります。

それらをいかにクリアできるかが大きな課題となります。

2 年後には、2016 年ですね、国が制度化するとも言われています。どのような形になるかはわかりませんが、そうなれば、我が階上町でも、対応を迫られることになります。

そこで、今、現在、町として、どのように考えているのか、また、将来的な考え方もあるのであれば合わせてお伺いします。

次に、浜の活力再生プランについて質問します。

階上地域水産業再生委員会を立ち上げ、計画は現在進行中であると私たち議員も途中経過報告を受けました。

委員の方々には、視察等も行い良いプランにするべく、鋭意努力されていらっしゃるものと深く感謝申し上げます。

町はあくまでも、後方支援ということで、認識していますが、良い方向に進みますよう、強力な支援をお願いします。

そこで、この計画がその後、どこまで進んだのか、さらに今後の方向性についてもお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。（松尾議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、松尾議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の、小中一貫教育についてのご質問であります。議員ご案内のとおり、政府の教育再生実行会議が、第 5 次提言を行い、その中で、仮称であります、「小中一貫教育学校」の制度化が盛り込まれ、文部科学大臣は、中央教育審

議会の審議を経て、来年の通常国会に関係法案を提出する考えを表明したと承知しております。

その内容や 現在の状況につきましては、後ほど、教育長から答弁させます。

次に、二点目の、浜の活力再生プランの件についてのご質問であります。この浜活プラン事業は、近年、全国的に広がる、魚価の低迷、燃油・資材の高騰、後継者不足などの厳しい漁村環境を、漁業者が自らの努力により、活力を復活させることを目的として、今年2月に、平成25年度の国補正予算により、水産庁が取り組む、新たな事業として発表され、「階上町水産振興協議会」で取り組むこととして進んでまいりました。

プランの内容は、浜の実情に合わせ、「将来の自分たちのあるべき姿」、「取り組むべき課題」を、漁業者自らが整理し、地域の活性化に向けての5か年計画を立てるとともに、プランの実践を通じて、漁業所得を5年間で10%以上の向上を目指すことが要件となっています。

現在、この浜活プランには、全国で500を超える漁村地区で取組まれている水産庁の重要施策の事業となっております。

これまでの経過については、9月の議会全員協議会でもご報告申し上げましたが、今年の2月25日に、漁業者・漁協・町・県が中心であります「地域水産業再生委員会」を組織し、産直施設については、6月に県内と県外の、先進地視察研修を実施し、4回の再生委員会を重ねてまいりましたが、この度、漁業支援施設整備と、省燃油も含めた浜活プラン案を正式に承認していただきました。

現在、再生委員会から承認をいただいたプラン案について、県を通じ水産庁と事前協議を行っているところですが、順調に協議が整えば、年内にも国からのプラン承認が下りる予定となっております。

続きまして、今後の方向性についてであります。水産庁から、浜活プランが承認された場合、国庫補助事業の「産地水産業強化支援事業」を活用し、平成27年度から「海業(うみぎょう)支援施設」の整備に着手する予定となっております。

再生委員会では、「海産物の加工品の開発や新鮮な魚介類販売」、「未来の担い手となる子供たちの体験学習を支援する施設」と、「観光客に向けての階上ならではの食の提供」など、漁業者の所得向上のための「複合的な拠点施設」を想定しています。

町の施設整備計画ですが、早ければ平成27年度に設計、平成28年度に工事着手、平成29年度内に施設運営開始という順序で進めてまいりたいと考えています。

ただし、国の予算枠やスケジュールの関係上、施設整備が遅れる場合もございますが、浜活プラン最終年度であります、平成30年度の所得向上を目指して、漁協

や漁業者、関係者と一緒に進めてまいりたいと考えております。

今後の取組は、漁協や漁業者、海産物小売店、商工関係者、町からなる「産地協議会」を新たに組織し、年度内に、同施設の設置場所や規模などの整備計画をまとめ、平成29年度内の運営開始に向け、生産・販売体制を確立させるべく、漁業者等の意見集約を図り、関係者を中心とした組織づくり・体制づくりを年明け早々に進めてまいりたいと考えております。

また、6次産業化を目指す事業も合わせて検討していることから、水産庁の補助事業以外にも、各省庁の補助事業を模索・検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

教育長(川浪孝雄君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 教育長 川浪孝雄君

教育長(川浪孝雄君) それでは、松尾議員のご質問にお答えします。

小中一貫教育を推進する主な狙いは、中学校へ進学する際、小学校との違いから生じる、いわゆる中1ギャップの緩和や、学習指導上の効果を上げるなどがありますが、多くの自治体では、現行の学区を前提として、教育の充実を目指しています。

現在、自治体の判断で、小学校6年・中学校3年間の、合わせて9年間の教育課程を、例えば4・3・2などに変えている学校がありますが、それには、教育課程の特例措置を受けられるよう、国に届け出る必要があります。

今後、「小中一貫教育学校」が制度化されれば、教育課程の編成に関しても、自治体の裁量が認められることとなり、この届け出は必要ないものになると思われます。

現在、この制度の課題としては、教育課程の編成を、例えば4・3・2などに変えたとしても、制度上はあくまで別々の小学校と中学校で、基本的には各学校・各学年で、学習指導要領に基づいた教育内容を教えていますから、小中学校から別の学校へ転校する場合、それほど大きな支障はありませんでした。

しかし、各自治体において教育課程の特例が認められ、学校間で教育内容を入れ替えると、途中で転校した場合、小中一貫教育学校で先送りされた内容を、転校先の学校で学べないといった事態も起こる可能性が指摘されています。

また、小学校においては学級担任制であり、中学校では教科担任制となっていることから、教員免許の違いや、施設などにおける体格差に応じた条件整備の課題が、

指摘されています。

現在、階上町では、中1ギャップに対応するため、各中学校を単位とした小中連携事業を展開しており、小・中学校教員の合同研修の実施や、小・中学校教員が互いの授業を見合う授業交流・情報交換を行っております。

また、特別支援教育を必要とする児童生徒については、小学校における指導の経過を共有し、中学校教職員の、生徒の特性や障害の程度に関する、より良い理解につなげるため、合同での校外活動などを行っています。

町といたしましては、国の動向を注視しつつ、子ども達のよりよい教育環境を整えるため、保護者、地域の方々のご理解をいただきながら進めて参りたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上であります。

4番（松尾國治君）　ハイ、議長。

議長（木村勝彦君）　4番、松尾國治君。

4番（松尾國治君）　丁重なるご答弁ありがとうございました。

ただ今のご回答にもありましたように、資格のない先生が授業したというような問題、さまざま山積しているようです。しかも、これらのほとんどが、町独自に、クリアできるものではありません。

どのように、制度化されるものかもわかりませんし、将来的なものもまだ、難しいと思われますが、制度化されれば待ったなしになります。

特に公立校には、先生方の、転出入が必須ですので、大きくなくなりでも、実施が望ましいと考えます。

国全体で同じ方向に向くというのが、理想であります。

階上町では、階上町らしい、取り組みを期待します。

浜の活力再生プランについてですが、浜の方で注目をして、見守っている方々もいらっしゃいます。

しかし、状況がよく分からぬとか、そもそも、何をやろうとしているのか分からぬなど、疑心暗鬼になっている方々もいらっしゃいます。

今後の方向性を示すことで、それらの疑問を少しでも、払拭できればよいものと、質問させていただきました。

三陸復興国立公園だって、浜は疲弊しています。

漁業に携わる方々の10%の所得向上、さらには、浜の活性化のため、より良い

ものとなりますように、町からの支援を、重ねてお願ひ申し上げます。

以上、町長よろしくお願ひいたします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 最初の件につきましては、教育長から答弁をさせますが、浜活プランにつきましては、なかなか、漁業者にも、よく浸透されていないという実態だと伺いました。

そういう中でまず、その辺を詳しく説明をしながら、ご理解を頂けるように、もっと、丁寧に進めていかないとならないと思っております。

まず今、国に申請するプランが決定承認されましたので、これをもって、今後、関係者と一緒にになって、今度は漁業者、そしてまた、地域の商店の方々も含めて、一緒にになって進めて行けるようにしたいと思っております。

国立公園になっても、なかなかですね、こう、本店の実感というものが無いと思われますが、また逆に、この視点を機に今後の水産業、浜の水産業を、何とか、活性化していく手立てになればいいなということを願っております。

そのためにも、関係者と一緒にになって、どのようにすれば、これまで以上に、いろんな課題を乗り越えてやつていけるかということも、ご意見を伺いながら町としても、支援をして参りたいと思っておりますので、特段のご協力をよろしくお願ひいたします。以上であります。

教育長（川浪孝雄君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 教育長、川浪孝雄君。

教育長（川浪孝雄君） 先ほど、いろいろとご指摘いただきましたが、階上町といたしましては、はやり、国の動向を注視しながら、ただその制度改革を、待ってるだけじゃなくて、今ある、小中連携事業を充実させていくことが、大事だと思っております。

以上でございます。

4番（松尾國治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 4番、松尾國治君。

4番（松尾國治君） はい、ありがとうございました。

前向きなご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

議長（木村勝彦君） 以上で4番、松尾國治君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は12月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午前11時32分）

平成 26 年第 8 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

平成 26 年 12 月 12 日 午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成 26 年度階上町一般会計補正予算)
- 日程第 2 議案第 2 号 施設使用料減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 階上町公民館条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号 金山沢水郷館条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号 階上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例及び階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 10 号 階上町立体育館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 11 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 12 号 平成 26 年度階上町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 13 号 平成 26 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 14 議案第 15 号 平成 26 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議案第 17 号 平成 26 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 16 議案第 14 号 平成 26 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 17 議案第 16 号 平成 26 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 18 議案第 18 号 階上町わっせ交流センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 19 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 20 議案第 20 号 定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 21 議案第 21 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 日程第 22 議会案第 1 号 階上町議會議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 陳情第 1 号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情
- 日程第 24 陳情第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第 25 議会案第 2 号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第 26 議会案第 3 号 手話言語法制定を求める意見書
- 日程第 27 閉会中における継続審査の件
- 日程第 28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

2番 森 荣 吉 君	3番 浜 谷 貴 樹 君
4番 松 尾 國 治 君	5番 百 目 木 和 俊 君
6番 大 江 和 夫 君	7番 加 藤 祐 君
8番 鹿 原 章 男 君	9番 石 川 清 人 君
10番 山 田 恵 治 君	11番 郷 州 公 典 君
12番 松 森 蒼 君	13番 畑 中 弘 實 君
14番 木 村 勝 彦 君	

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君	副 町 長 久 保 和 子 君
教 育 長 川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長 佐 京 孝 信 君
総合政策課長 木 村 良 三 君	税 务 課 長 長 根 工 君
町民生活課長 野 沢 雅 浩 君	保健福祉課長 引敷林 広 貴 君
産業振興課長 沼 沢 範 雄 君	建設課長 地代所 康 二 君
教育課長 桑 原 英 世 君	会計管理者 南 正 人 君
農業委員会 事務局長 濱 浦 幸 夫 君	代表監査委員 三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長 上野文生君 行政防災
総務 G L 佐京一実君
総務課主幹 平戸真澄君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

これより、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号 施設使用料減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。 (討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 2 号 施設使用料減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。 (質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。 (討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 3 号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。 (質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。 (討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 4 号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 5 号 階上町公民館条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 5 号 階上町公民館条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 6 号 金山沢水郷館条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号 金山沢水郷館条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号 階上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 階上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例及び階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第8号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例及び階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号 階上町立体育館条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号 階上町立体育館条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号 平成 26 年度階上町一般会計補正予算の件を議題と
いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 平成 26 年度階上町一般会計補正予算の件を採決いた
します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 13、議案第 13 号 平成 26 年度階上町国民健康保険特別会計
補正予算の件から、日程第 15、議案第 17 号 平成 26 年度階上町後期高齢者医
療特別会計補正予算の件まで、3 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、日程第 13、議案第 13 号 平成 26 年度階上町国民健康保険特別会
計補正予算の件から、日程第 15、議案第 17 号 平成 26 年度階上町後期高齢者
医療特別会計補正予算の件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 16、議案第 14 号 平成 26 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件及び、日程第 17、議案第 16 号 平成 26 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、日程第 16、議案第 14 号 平成 26 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件及び、日程第 17、議案第 16 号 平成 26 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件、2 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号 階上町わっせ交流センターに係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

この件に関しましては、地方自治法第 117 条の規定により、除斥に該当すると認められます。

百目木和俊君の退席を求めます。（百目木議員 退場）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 18 号 階上町わっせ交流センターに係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

百目木和俊君の除斥を解除いたします。（百目木議員 入場）

日程第 19、議案第 19 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 19 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 20 号 定住自立圏形成協定の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 20 号 定住自立圏形成協定の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 21 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めるについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 21 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 階上町教育委員会の委員に任命する者につき同意を求ることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 22、議会案第 1 号 階上町議會議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案については、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第 1 号 階上町議會議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 23、陳情第 1 号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情の件及び、日程第 24、陳情第 3 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件、2 件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長。（石川委員長登壇）

教育民生常任委員長（石川清人君） 教育民生常任委員会に付託されました、陳情第 1 号及び陳情第 3 号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配付されております陳情審査報告書のとおり、いずれも採択と決定いたしました。

以上、報告を終わります。（石川委員長降壇）

議長（木村勝彦君）以上で、委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号及び陳情第3号の件については、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第3号の件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

この際、日程第25、議会案第2号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の件及び日程第26、議会案第3号 手話言語法制定を求める意見書の件、2件を一括して議題と致します。

お諮り致します。

ただいま議題となっております議会案第2号及び議会案第3号の2件については、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定致しました。

これより、議会案第2号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の件、及び議会案第3号 手話言語法制定を求める意見書の件、2件を一括して採決致します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君）　ハイ、議長

議長（木村勝彦君）　町長　浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君）　それでは閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

去る12月9日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位には、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重なご意見をいただき、原案のとおり議決をいただきましたことに御礼を申し上げます。

今後ともよろしく、議案の執行にあたりましては、慎重を期して参りますので、今後とも、よろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（町長降壇）

議長（木村勝彦君）　これにて、平成26年第8回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時23分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

